

中国政府は、2022年1月1日、中国に輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める 「輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署令第248号、以下「新規定」という)を施 行しました。

これにより中国へ食品を輸出するためには、製造等を行った企業の登録が必要となりました。

<品目による登録方法の違い>

新規定では特定の品目(7条品目)については製造等を行った企業を日本政府が中国政府に 登録することが求められています。

特定品目(7条品目)以外の品目(9条品目)については、企業自らが中国政府に登録する ことが求められています。



1. 登録手続きが必要な企業

中国向けに食品を最終製造・加工又は最終貯蔵・保管する施設(企業) (食品添加物、包装材などの食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業は除く)

2.日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目(7条品目)

(新規定に政府推薦が必要として記載されている品目)

- ・肉及び肉製品 ・ケーシング (肠衣)・水産物 ・乳 製品 ・ツバメの巣及びツバメの巣製品
- ・ミツバチ製品 ・卵及び卵製品 ・食用油脂及び搾油原料 ・餡入り小麦粉製品 ・食用穀類
- ・穀類製粉工業製品及び麦芽 ・生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類 ・調味料
- ・堅果及び種子類 ・ドライフルーツ ・未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆 ・特別用途食品
- ·保健食品

具体的には中国輸入申告時のHS・CIQコード13桁が国際貿易シングルウインド検索 (Product typequery)において、輸出国政府推薦が必要とされている農林水産物・食品

3. 企業自ら中国政府への推薦が必要とされている品目(9条品目)

上記2以外の食品

3. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目(7条品目)かどうかを 確認する方法

新規定7条に規定される品目は、**10桁のHS code及び3桁のCIQ code**で構成される製品品 目で分類されます。

分類は国際貿易シングルウインドウ(https://cifer.singlewindow.cn)にアカウント作成・ログイ ンすることにより、Product type queryで検索、確認することができます。

シングルウインドウのメインメニュー**Product type query**をクリックし、Screening conditionsに HS code、Product name、CIQ code等を入力して品目を検索します。

Officially recommended registrationの欄がYesとなっているものが政府による推薦が必要な品目(7条品目)です。Noとなっている品目については9条品目ですので、企業自らシングルウインドウへの登録を行い、中国当局の承認を受けてください。

※中国当局は登録を求める品目のリストを追加、更新、変更しているので、中国向けの輸出食品 を製造している皆様は自らが取扱う品目の推薦の要否を適宜確認するようにしてください。

C C C C Conter.singlewi	ndow.cn/desl	kserver/sw/deskInd	ex?menu_id=cifer002				i 6	* 🖸 🕯	• •	۵
Yahoo! JAPAN 🔇 一般財団法人 新日.	🥼 Googi	e Analytics 📙 IE ブ	ウクマーク ★ Bookmarks 🐌	おすすめサイト	● 楽天市場 ● HMV ¥7 Yahoo! J	IAPAN 🙂 U.C.S.	カード トップ 🔇 /	(ビリオン一覧が	5探	
^{当用} 🎓 中国国际贸易 China International Trad	日 Be Single Window	l China	Import Food Ent	erprise	Registration			SKnakira	ļ	り退
China Import Food nterprise Registration	₩ 首页	e Product type Screening condi	query 🛛						₩	关闭损
Application for registration	HS	H5 code 2106909090			me C	IQ code				
Application for modification				•	Query 🛛 🕫 Reset					
Application for extension Application for	*if the H present	IS/CIQ code of rel	levant product is not foun	d, your prod	uct does not need to apply for overs	seas enterprise re	egistration in this	system at	-	
cancellation	Ord	HS code	Product name	CIQ code	CIQ name	Product range	Product categ.	Officiall		
Integrated query <	11	2106909090	其他编号未列名的食品	102	其他编号未列名的食品(其他食用植物 油)	食用油脂和油料	Edible vegetable oil	e Yes		
Product type query	12	2106909090	其他编号未列名的食品	146	其他编号未列名的食品(食用其他加工 油脂)	食用油脂和油料	Edible vegetable oil	e Yes		
Operation manual	13	2106909090	其他编号未列名的食品	136	其他编号未列名的食品(含肉饺子)	包馅面食	Stuffed pastry p oducts	r Yes		
Contact us	14	2106909090	其他编号未列名的食品	137	其他编号未列名的食品(不含肉饺子)	包馅面食	Stuffed pastry p oducts	r Yes		
	15	2106909090	其他编号未列名的食品	156	其他编号未列名的食品(植物饮料)	饮料及冷冻饮品	Botanical bever ges	NO		
	16	2106909090	其他编号未列名的食品	110	其他编号未列名的食品(蛋白型固体饮料)	饮料及冷冻饮品	Powdered bever	a NO		
							Dougorad house	a		
	17	2106909090	其他编号未列名的食品	111	其他编号未列名的食品(果香型固体饮料(如菊花精、柠檬茶、果珍))	饮料及冷冻饮品	ges	NO		
	17 18	2106909090 2106909090	其他编号未列名的食品 其他编号未列名的食品	111 139	其他编号未列名的食品(果香型固体饮料(如菊花精、柠檬茶、果珍)) 其他编号未列名的食品(其他蜜饯)	饮料及冷冻饮品 饮料及冷冻饮品	ges Powdered bever ges	a NO		
	17 18 19	2106909090 2106909090 2106909090	其他编号未列名的食品 其他编号未列名的食品 其他编号未列名的食品	111 139 148	其他編号未列名的食品(果香型固体饮料(如菊花精、柠檬茶、果珍)) 其他編号未列名的食品(其他蜜饯) 其他編号未列名的食品(其他素列出的加工食品)	饮料及冷冻饮品 饮料及冷冻饮品 饮料及冷冻饮品	ges Powdered beve ges Powdered beve ges	a NO a NO	6 () 6 ()	
	17 18 19	2106909090 2106909090 2106909090 2106909090	其他编号未列名的食品 其他编号未列名的食品 其他编号未列名的食品 其他编号未列名的食品	111 139 148	其他编号未列名的食品(果香型固体饮 料(如菊花稿、柠檬茶、果珍)) 其他编号未列名的食品(其他蜜饯) 其他编号未列名的食品(其他未列出的 加工食品) 甘始40日土和10分的401月出来80米000	饮料及冷冻饮品 饮料及冷冻状品 饮料及冷冻饮品 你能过 13 % 生物中	Powdered beve ges Powdered beve ges Powdered beve ges	a NO		
	17 18 19	2106909090 2106909090 2106909090 2106909090	其他编号未列名的食品 其他编号未列名的食品 其他编号未列名的食品	111 139 148 157	其他编号未列名的食品(果香型固体饮料(如菊花精、柠檬茶、果珍)) 其他编号未列名的食品(其他蜜饯) 其他编号未列名的食品(其他素饯) 其也编号未列名的食品(其他未利出的加工食品)	饮料及冷冻饮品 饮料及冷冻过品 饮料及冷冻饮品	Powdered bever ges Powdered bever ges Powdered bever ges Powdered bever	a NO a NO a NO		

7条品目

4-1. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目(7条品目*)の 申請に必要な資料等

(*) 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水

産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物資規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。

①次のいずれかの書類

- ・食品衛生法に基づく営業許可証
- ・食品衛生法に基づく営業届出を行ったことを示す書類 (食品衛生申請等システム上の営業届出情報閲覧画面の印刷)
- ・条例に基づく営業許可証(有効なものに限る)
- ・条例に基づく届出書の写し

②食品衛生監視票の写し

・許可業種は有効期間の1年前からのものに限る

- ・届出業種は直近の監視の際に交付されたものに限る
- ③登録手数料(10,400円)分の収入印紙を要綱別添(別紙様式1関連)に 貼り付けたもの
- ④ (要綱別紙様式1)申請書及び(要綱別紙様式1関連)
 以下のHPリンクに記載の中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱 (以下「要綱」という。)別添(別紙様式1関連)をご利用ください。
 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑤要綱別紙様式6

以下のHPリンクに記載の要綱別紙様式6を利用・入力し添付してください。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑥新規定ガイダンス附件4(下記ア~ウの書類)

ア)附件4の書類(申請カテゴリーに対応する様式(中文)(外部リンク:中国語)を利用する こと。全て英文にて企業(施設)名称、企業(施設)所在地、記入日及び適合 性の判定欄を記入する。(登録コード及び「主管当局の確認」列を除く) (word形式)

- イ)附件4の添付資料(英文)
- ウ)附件4の添付資料の目録(日英)

以下のHPリンクに記載の新規定ガイダンス附件4 * をご参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑦シングルウインドウ入力情報

シングルウインドウへの入力方法は以下のURLをご覧ください。「中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る 企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について」 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html

4-2. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている指定品目(7条品目*) の手続きの流れ

申請は「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」に基づいて農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を通じて申請を行ってください。



下記サイトに詳しい情報が掲載されていますのでご参考ください。

○中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html

- ○新規定ガイダンス(仮訳) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html
- ○中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録 方法について

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html

○アジア | 証明書や施設認定の申請 輸出農林水産物・食品(製造等企業登録) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

4-3. eMAFFによる申請の流れ



・施設の設置者又は管理者である営業者(営業許可証の氏名又は届出所の氏名に 一致)が当該許可を受けた、又は届出した施設と対応している施設を申請できます。 当該営業者(代表者)においてgBizIDプライムを取得し申請してください。

・実際に作業される担当者がgBizIDプライムを取得した営業者(代表者)と異なる場合、担当者はgBizIDプライムのマイページ内で作成するgBizIDメンバーIDを取得する必要があります。

・行政書士等の申請代行者に申請を委任することもできます。代理申請について、詳しくは申請者用マニュアルをご覧ください。

4-4. シングルウインドウへの登録

農林水産省へ申請後、農林水産省にて提出された資料を基に要件に適しているか審査され、 問題が無ければ施設に対し認定番号が付与されます。

申請者は付与された認定番号をLocated Country (Region) Register Numberとしてシングルウインドウのアカウントを作成し、申請情報を登録します。

シングルウインドウに登録された情報を農林水産省が確認の上、資料等を添付して中国政府へ提出し、施設の登録を要請します。(概ね1カ月毎に実施)

シングルウインドウへの登録については以下のURLをご覧ください。

○中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められ る品目の登録方法について

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html

5. 9条品目(企業自ら中国政府に登録が求められる品目)

企業自ら中国政府に登録が求められる品目(9条品目)については、企業が 直接、中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理システム(国際貿易 シングルウインドウ)(以下、「シングルウインドウ」という。)へ登録 申請を行います。(農林水産省への申請は不要です)

シングルウィンドウへの登録の流れ



申請はシングルウインドウのWebシステムで行います。使用言語は英語か中国語です。 シングルウインドウWebSiteのURL <u>https://cifer.singlewindow.cn</u>

※ブラウザはMicrosoft EdgeかGoogle chromeを推奨します。Internet Explorerでは 正しく作動しない可能性があります。

シングルウインドウへの登録については以下のURLをご覧ください。

○中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められ る品目の登録方法について

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html

お問合せ窓口

農林水産省では新規定への対応のため、 専用窓口を設け、食品事業者の皆様の申請手続きに対応いたします

中国向け輸出食品の製造等企業登録に関する お問い合わせ

専用窓口(委託先): 一般財団法人新日本検定協会 食品営業グループ

メールアドレス sk-exportfd@shinken.or.jp

電話番号 045-534-7392

(受付時間 9:00~17:00、土日祝日を除く)

eMAFFの使用方法・操作に関するお問い合わせ

Webフォーム、メール、お電話で共通申請サービスのシステムに関するお問合せをすることができます。なお、 申請内容などに関するお問合せについては、申請者用マニュアル2022年度版 5.3 申請に関するお問 合せをする P58をご覧ください。

<農林水産省共通申請サービス問合せ窓口> メールアドレス system-helpdesk@emaff-ks.jp

電話番号 0570-550-410(ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。 お電話の受付時間:平日9時30分~17時30分(土日祝日・年末年始を除く)